

令和6年 3月19日  
関東森林管理局

### 関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

#### 指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象業者名及び住所  
竹内建設株式会社  
千葉県印西市原1-1-5

2 指名停止期間  
令和6年 3月19日 ~ 令和6年 6月18日 (3ヵ月)

3 指名停止の理由

竹内建設株式会社の代表取締役は、令和5年4~10月ごろ、千葉県北千葉道路建設事務所の発注工事の入札をめぐり、同事務所長が工事の入札情報を漏らした謝礼として、複数回にわたり現金計約20万円や計40万円相当の接待をした疑いがあるとして、令和6年1月10日、贈賄容疑で千葉県警に逮捕された。

このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号)別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準第3号イ(贈賄)に該当するため。

4 林野庁「工事請負契約指名停止等措置要領」の該当要件  
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄) 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該部局の管轄区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から  <u>3ヵ月以上9ヵ月以内</u> 2ヵ月以上6ヵ月以内 1ヵ月以上3ヵ月以内

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149  
担当：専門官(契約適正化担当)